

意見書

2017（平成29）年8月31日

特定複合観光施設区域整備推進本部事務局 御中

全国カジノ賭博場設置反対連絡協議会

代表幹事 新里 宏 二

1 意見の趣旨

「特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ～『観光先進国』の実現に向けて～」において提案されている規制を施しても、カジノ賭博合法化による弊害を除去することはできないから、今後カジノ賭博合法化推進のための法制上の措置を講じるべきではない。合わせて、「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」を、速やかに廃止すべきである。

2 意見の理由

(1) 当会は、カジノ賭博合法化が、ギャンブル依存症の蔓延、犯罪の発生、助長、暴力団によるしのぎの機会の提供、マネーロンダリングの機会の提供、風俗環境への悪影響、青少年の健全育成への悪影響、多重債務問題の再燃の危険等の弊害をもたらすものであることから、そもそもカジノ賭博合法化そのものに反対である。

したがって、カジノ賭博合法化を前提とする「特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ～『観光先進国』の実現に向けて～」(以下、「本取りまとめ」という。)に対しては、その是非を論じるまでもなく反対の意見であるが、本取りまとめの内容をみれば、カジノ賭博合法化によって、私たちの懸念が全く払しょくされるどころか、むしろ現実のものとなることが明らかになったと

いうべきである。

以下、詳述する。

- (2) 本取りまとめによれば、「カジノ事業の廉潔性の確保」のために「世界最高水準の規制」をすることである。

「世界最高水準の規制」によって、ギャンブル依存の蔓延等、カジノ賭博合法化による社会的弊害の発生を抑止するという趣旨であろうが、のめり込み防止対策として触れられている具体的内容は、今なおあいまいなままであり、明らかになっている部分にしても、「世界最高水準」にほど遠いものとなっている。

- (3) 本取りまとめによれば、「カジノ事業」については「免許制」のもとで、また「非カジノ事業部門を含め I R 事業者が行う全ての事業部門における取引(委託契約を含む。)」については「認可制」等のもとで、反社会的勢力等を排除することである。

しかし、暴力団対策が効果をあげて、その潜在化が進んでいる現状において、本取りまとめが指摘するように、「免許・認可の際の審査対象者のみならず、あらゆる関係者」に対しても徹底的な調査を行うことが必要であるところ、その具体的方策については明らかにされておらず、その実現性には強い疑問がある。

- (4) 本取りまとめによれば、マネーロンダリング対策として、顧客間のチップ等の譲渡については、原則として禁止し、カジノ賭博施設外へのチップ等の持ち出しについては、禁止すべきであるとのことである。

しかし、マネーロンダリング対策を徹底するならば、むしろ「カジノ施設内での現金、チップを使用しないキャッシュレスシステム」の導入などが必要となるはずである。

これにより、カジノ賭博における金銭の動きを明らかにし、顧客の賭け金額、また、配当金額を的確に捕捉することは、マネーロンダリング対策のほか、納

付金の徴収や課税を実効的に行うためにも不可欠なはずであるところ、その導入に向けた検討は行われておらず、こうした弊害除去の必要性を真剣に吟味する姿勢が見受けられない。

- (5) 本取りまとめによれば、わが国のIRには「滞在型観光の実現」「地域経済の振興」「財政の改善」を図ることが求められるとし、ひいては、「わが国の経済社会に一大転換」をもたらし、「国際的なプレゼンスを向上」させることを目指すとのことである。

しかし、カジノ賭博を合法化することにより、本当に、そのような経済効果がもたらされるのかどうかについては、本取りまとめにおいても、何らかの検証がなされた形跡はうかがえず、カジノ賭博合法化による経済効果については、今もって大きな疑問が残っているといわざるをえない。

- (6) 以上のとおり、本取りまとめは、「世界最高水準の規制」といいながら、それに遠く及ばない内容の規制を提案するにとどまっている。

これは、カジノ賭博施設が、民間事業者として当然に追及すべき単体としての採算性を越えて、「IR事業全体の採算性を担保」するほどの「高い収益」を上げなければならず、さらには「地域経済の振興」「財政の改善」を実現することまで求められていることを反映してのことと評価することができる。

すなわち、カジノ賭博事業者に対して高い収益性及び経済効果を期待する以上、その収益確保の要請と矛盾するカジノ賭博規制の強化には自ずと限界が生じるものであり、「カジノ事業の廉潔性の確保」はある程度犠牲にされざるをえないということである。

カジノ賭博合法化は、その弊害対策を講じることにより弊害を除去しうることがその立法理由の主要なひとつとされてきた。本取りまとめは、カジノ賭博事業者の収益確保のために許容できる範囲にとどまるカジノ賭博規制を提案するものであり、カジノ賭博事業の収益確保のために、カジノ賭博合法化の弊害除去を中途半端にせざるをえないという実情を露わにせざるをえなかった。す

なわち、カジノ賭博合法化の弊害除去はできないことの自白に他ならない。

カジノ賭博による被害者が生じる前提の公共政策などありえない。

よって、意見の趣旨記載の意見を表明するものである。

以上